

平成21年5月11日午後2時判決言渡（103号法廷）

平成16年（行ウ）第497号 公金支出差止等（住民訴訟）請求事件

判 決 要 旨

原 告 深澤洋子ほか43名

被 告 東京都水道局長，東京都知事，東京都建設局総務部企画計理課長，東
京都都市整備局総務部企画経理課長，東京都財務局経理部総務課長

主 文

1 本件訴えのうち，以下の部分をいずれも却下する。

(1) 被告東京都水道局長に対し，八ッ場ダムに関し，特定多目的ダム法7条に基づき建設費負担金，水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づき水源地域整備事業の経費負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求める部分のうち，平成20年11月25日までにされた支出の差止めを求める部分

(2) 被告東京都水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める部分

(3) 被告東京都知事に対し，八ッ場ダムに関し，以下のとおりの各課長に，各負担金又は繰出金の支出命令をさせることの差止めを求める部分

ア 東京都建設局総務部企画計理課長に，河川法63条に基づき受益者負担金

イ 東京都都市整備局総務部企画経理課長に，水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づき水源地域整備事業の経費負担金

ウ 東京都都市整備局総務部企画経理課長に，財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

エ 東京都財務局経理部総務課長に，東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づき建設費負担金を支出するについて，これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

(4) 以下の各被告に対し，各負担金又は繰出金の支出命令の差止めを求める部分

のうち、平成20年11月25日までにされた支出命令の差止めを求める部分

ア 被告東京都建設局総務部企画計理課長に、河川法63条に基づく受益者負担金

イ 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

ウ 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

エ 被告東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由の要旨

第1 事案の概要【判決書4頁以下】

本件は、東京都の住民である原告らが、国（国土交通省）を事業主体として、利根川水系吾妻川（群馬県長野原町）に設置される、治水、利水等を目的とする多目的ダムである八ッ場ダムについて、東京都が設定の申請をしたダム使用権は東京都の水道事業に不要であり、東京都が治水上の利益を受けることもないなどと主張して、東京都から国への負担金の支出及び東京都の一般会計から水道事業特別会計への繰出金の支出の各差止め、財務会計行為担当者である石原慎太郎ら各個人に損害賠償請求をすることなどを求めた住民訴訟である。

第2 争点に対する判断の要旨【同27頁以下】

1 被告東京都水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴え【同27頁以下】、並びに、被告東京都知事に対し、東京都建設局総務部企画計理課長、東京都都市整備局総務部企画経理課長及び東京都財務局経理部総務課長（以下

「被告課長ら」という。)に八ッ場ダムに関し負担金又は繰出金の支出命令をさせることの差止めを求める訴え【同30頁以下】は、いずれも地方自治法242条の2第1項所定の住民訴訟に当たらないため、また、被告水道局長及び被告課長らに対し口頭弁論終結日(平成20年11月25日)までにされた負担金又は繰出金の支出又は支出命令の差止めの訴えは、既に支出等がされたものの差止めを求めるものであって訴えの利益を欠くため【同32頁以下】、不適法である。

2(1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の支出の違法性について【判決書32頁以下】

水道法及び地方公営企業法の規定によれば、上記負担金の支出の前提となるダム使用権の設定の申請自体を取り下げるか否かの判断は、給水義務を全うする責務を負う被告東京都水道局長が長期的な予測等に基づいて行う合理的な裁量にゆだねられているというべきであるところ【同33頁以下】、東京都の行った将来の水道需要予測に不合理な点は認められず【同35頁以下】、また、八ッ場ダム完成後の保有水源量の評価にも不合理な点は認められないから【同45頁以下】、八ッ場ダムの使用権の設定の申請を取り下げない旨の被告東京都水道局長の判断が合理的な裁量の範囲を逸脱したものであるとはいえず、他に上記負担金の支出が違法であるとするべき理由はない【同57頁以下】。

(2) 河川法63条に基づく受益者負担金の支出命令の違法性について【判決書58頁以下】

同支出命令は、国土交通大臣による費用負担の命令たる納付通知に基づいて行われるものであるから、その納付通知が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、被告とされた東京都の課長は、支出命令をしなければならないのであり、納付通知にそのような瑕疵がない限り、支出命令は、財務会計法規上の義務に

違反してされた違法なものということとはできないと解すべきである（最高裁判平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）

【判決書58頁以下】。しかるに、原告らが、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵であるとして主張した、東京都が八ッ場ダムによる治水上の利益を受けることは全くないという事実【同60頁以下】、あるいは、八ッ場ダムは基礎地盤がダム建設におよそ不適格で、貯水池の周辺斜面の地すべりの危険が放置されたままの危険な建設事業であるという事実【同70頁以下】は、いずれも関係証拠に照らして認めることができず、他に国土交通大臣の納付通知に、著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとは認められない。したがって、上記支出命令が違法であるとはいえない【同85頁以下】。

- (3) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金及び特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の支出を補助するための一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出及び支出命令の違法性について【同86頁】

東京都が八ッ場ダムによる利水上の利益及び治水上の利益を受けないことを認めるに足りる証拠はなく、上記支出及び支出命令が違法であるとはいえない。

- (4) したがって、原告らのその余の請求（2(1)ないし(3)に関する請求）はいずれも理由がないから棄却されるべきである。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚 誠 裁判官 中山雅之 裁判官 佐々木健二